

生徒心得

学校生活のきまりは、安心・安全で、健全な毎日を過ごすためにあります。一人ひとりが守ることで、山科中全体を守ることにつながります。きまりを守るということは、みなさんの将来のために大切なことです。きまりを尊ぶことを学び、自制する習慣を身につけることは、社会に出てから様々な集団の中でルールを守れる大人になるために必要なことです。学校生活において、「決められていることをしっかり守り切る力」「正しい態度」を身につけましょう。

服装規則

◎学校生活は、本校指定の標準服を原則とする。(故意に変形させたり、着崩したりしない)

標準服…ブレザー、ポロシャツ、ズボン、スカート、キュロット

◎標準服の下に着用するものとして、セーター、ベスト、カーディガンの着用を認める。

ただし、紺・黒・灰色など華美でない色を基調とする。

◎ブレザーのボタンは、本校指定のボタンを使用すること。

◎スカートの丈は、膝にかかる程度のものとし、長さを変えることはしない。

◎靴下は、白、黒、紺、灰色など華美でない色を基調とする。

◎靴は、運動に適した靴を履いてくること。

◎ポロシャツの下に着るTシャツは派手でないものとする。シャツ首元からはみ出るハイネックやタートルネックは認めない。

派手＝姿・形・色彩などが華やかで人目をひくこと。

◎冬季は、登下校時に防寒着、防寒具を認める。ただし、ブレザーの上から着用すること。

また原則、校内での着用は認めない。

防寒対策のストッキング、タイツを認める。ただし、無地であること。黒・紺・ベージュなどの華美でない色とする。

華美＝はなやかで美しいこと。華やかすぎて不相応なこと。

◎頭髪、髪型について

・剃り込みやライン、過度な編み込みなど、派手な髪型はしない。

・脱色・染髪・整髪料などはしない。

・髪をくくるゴムやヘアピンは、茶・紺・黒色など華美でない色を使用する。(ヘアピンに関して、安全面に十分配慮すること)

◎アクセサリー類、化粧、マニキュア、ピアスはしない。(色付きリップも不可)

◎熱中症対策の一環として、5月～10月(期間はその年で設定する)は体操服登校を可能とする。ただし、以下の行事が行われる日は、標準服での登校とする。

・終業式　・始業式　・文化祭　・合唱コンクール　・その他式典等